

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月18日

【発行者名】 トップリート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 佐 原 純 一

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目3番7号

【事務連絡者氏名】 トップリート・アセットマネジメント株式会社
取締役財務部長 大 橋 周 作

【電話番号】 03-3243-2181

【届出の対象とした募集内国投資証券
に係る投資法人の名称】 トップリート投資法人

【届出の対象とした募集内国投資証券
の形態及び金額】 形態：投資証券
発行価額の総額：その他の者に対する割当

423,000,000円

安定操作に関する事項 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成 25 年 11 月 7 日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成 25 年 11 月 18 日開催の役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第 1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(14) 手取金の使途

第 4 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下の通りです。

割当予定先の氏名又は名称			大和証券株式会社	
割当口数			1,000口	
払込金額			429,000,000円(注)	
割当予定 先の内容	本店所在地		東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
	代表者の氏名		代表取締役社長 日比野 隆司	
	資本金の額 (平成25年9月30日現在)		100,000百万円	
	事業の内容		金融商品取引業	
	大株主 (平成25年9月30日現在)		株式会社大和証券グループ本社	99.98%
		日の出証券株式会社	0.02%	
本投資法 人との関 係	出資関係	本投資法人が保有してい る割当予定先の株式の数	—	
		割当予定先が保有してい る本投資法人の投資口の 数 (平成25年4月30日現在)	224口	
	取引関係		一般募集（後記「第4 募集又は売出しに関 する特別記載事項 オーバーアロットメン トによる売出し等について」に定義しま す。以下同じです。）の共同主幹事会社で す。	
	人的関係		—	
本投資口の保有に関する事項			—	

(注) 払込金額は、平成25年10月31日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基
準として算出した見込額です。

<訂正後>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人与割当予定先との関係等は、以下の通りです。

割当予定先の氏名又は名称		大和証券株式会社	
割当口数		1,000口	
払込金額		423,000,000円	
割当予定 先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 日比野 隆司	
	資本金の額 (平成25年9月30日現在)	100,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主 (平成25年9月30日現在)	株式会社大和証券グループ本社	99.98%
		日の出証券株式会社	0.02%
本投資法 人との関 係	出資関係	本投資法人が保有してい る割当予定先の株式の数	—
		割当予定先が保有してい る本投資法人の投資口の 数 (平成25年4月30日現在)	224口
	取引関係	一般募集（後記「第4 募集又は売出しに 関する特別記載事項 オーバーアロットメン トによる売出し等について」に定義しま す。以下同じです。）の共同主幹事会社で す。	
	人的関係	—	
本投資口の保有に関する事項		—	

(注)の全文削除

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

429,000,000円

(注) 発行価額の総額は、平成25年10月31日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

423,000,000円

(注)の全文削除

(5)【発行価格】

<訂正前>

未定

(注) 平成25年11月18日（月）から平成25年11月21日（木）までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

<訂正後>

423,000円

(注)の全文削除

(14)【手取金の使途】

<訂正前>

本件第三者割当における手取金上限429,000,000円については、手許資金とし、将来の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金8,580,000,000円は、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注1) 上記の各手取金は、平成25年10月31日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(注2) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

<訂正後>

本件第三者割当における手取金上限423,000,000円については、手許資金とし、将来の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金8,460,000,000円は、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

(注1)の全文削除及び(注2)の番号変更

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は、平成25年11月7日（木）開催の役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口20,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、大和証券株式会社が本投資法人の投資主である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）から1,000口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります（以下、一般募集とオーバーアロットメントによる売出しを併せて「本募集」ということがあります。）。

本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社が借入投資口の返還に必要な本投資口を大和証券株式会社に取得させるために行われます。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行う場合があります、かかる安定操作取引により取得した本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

また、大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年12月10日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。大和証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は、平成25年11月7日（木）開催の役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口20,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、大和証券株式会社が本投資法人の投資主である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）から借り入れる本投資口1,000口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います（以下、一般募集とオーバーアロットメントによる売出しを併せて「本募集」ということがあります。）。本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社が借入投資口の返還に必要な本投資口を大和証券株式会社に取得させるために行われます。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行う場合があります、かかる安定操作取引により取得した本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

また、大和証券株式会社は、平成25年11月21日（木）から平成25年12月10日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。大和証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）